

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第72号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(犯則事件の調査及び処分に関する書類の様式) 第48条 略</p> <p><u>(徴税吏員等の証票の失効等)</u> <u>第48条の2 徴税吏員は、徴税吏員等の証票（以下この条において「証票」という。）を紛失したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。</u> <u>2 証票は、前項の規定による報告があったときは、その効力を失う。</u> <u>3 知事は、証票が前項の規定によりその効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。</u></p> <p>(香川県会計規則の準用) 第49条 略</p>	<p>(犯則事件の調査及び処分に関する書類の様式) 第48条 略</p> <p>(香川県会計規則の準用) 第49条 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。